

(令和4年11月29日現在適用中)

1. 商品名	・当座貯金
2. ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・小切手・手形により随時払い戻しできます。
6. 利息	・無利息となります。
7. 手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
8. 付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 貯金保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部 金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>

11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当 J A に対する解約の通知は書面によるものとします。・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当 J A はその支払義務を負いません。・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。・呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし15時以降に入金した資金であっても、当 J A が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当 J A は責任を負いません。
----------------	---

・ご不明な点は、当 J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。